

京都市告示第341号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成28年10月7日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	久世水0293号	南区久世上久世町81番地地先 同町34番地の2地先	点

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	久世水0048号	南区久世大藪町333番地の2地先 同町332番地の1地先	点
2	久世水0049号	南区久世大藪町333番地の2地先 同上	点

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	久世水0283号	南区久世上久世町29番地の1地先 同町34番地の1地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)